

平成 22 年度事業報告書
【船員保険事業】
（ 2010 ）

事業期間：平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日



全国健康保険協会
船員保険

第1章 全国健康保険協会の理念と船員保険事業運営方針	
1. 理念	1
(1) 基本使命	1
(2) 基本コンセプト	1
2. 平成22年度の事業運営方針	1
第2章 加入者数、事業所数、医療費の状況	
(1) 加入者、船舶所有者の動向	3
(2) 医療費等の動向	3
第3章 船員保険事業の概況	5
(1) 保険運営の企画・実施	5
(2) 船員保険給付等の円滑な実施	7
(3) 保健・福祉事業の着実な実施	10
(4) その他	12
第4章 東日本大震災における影響と対応について	13
(1) 震災による影響等	13
(2) 被災者、事業主及び船舶所有者への対応	13
(3) その他協会の被災者・事業主に対する支援	14
(4) 国の財政支援について	14
第5章 平成22年度の総括	15
平成22年度の財務諸表等	
協会の運営に関する各種指標（船員保険関係数値）	16

第 1 章 全国健康保険協会の理念及び船員保険事業運営方針

1. 理念

(1) 基本使命

協会は、保険者として健康保険及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図ることを基本使命としています。

(2) 基本コンセプト

こうした使命を踏まえ、民間の利点やノウハウを採り入れ、保険者機能を十分に発揮し、次の事項を基本コンセプトとして取り組むものとしています。

- ・ 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- ・ 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・ 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- ・ 被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

2. 平成 22 年度の事業運営方針

【船員保険事業】

協会が保険者として船員保険事業を運営するに当たっては、上記 1 の協会の理念（基本使命・基本コンセプト）に立脚した上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方にたって事業運営に取り組んでいます。

（平成 22 年度の事業運営の基本方針）

22 年度は、協会における安定的な船員保険事業運営基盤の早期確立を目指し、運営初年度である 21 年度との連続性にも配慮した上で、次の事項を基本方針として事業運営に取り組みました。

(1) ニーズを踏まえた加入者本位のサービスの提供

船員労働の特性に応じた事業ニーズを十分に踏まえるとともに、利用者の視点に立ち、常にサービスの向上に努めます。

- ・ 船員労働の特性に応じた事業ニーズへの的確な対応

- ・加入者の視点に立ったサービスの向上
- (2) 透明かつ公正で効率的な事業運営
- 積極的な広報・情報開示を行うとともに、船員関係者のご意見を適切に反映し、信頼に応えられる事業運営に努めるとともに、P D C Aサイクルの適切な機能等を通じ、事業運営の効率化を図ります。
- ・積極的な広報と情報開示
 - ・船員関係者の意見の適切な反映
 - ・効率的な事業運営
- (3) 保険者としての健全な財政運営
- 保険者として疾病給付費や保険料収入の動向の的確な把握など、健全な財政運営の基盤となる基礎データの収集・分析に努め、毎事業年度の事業計画・収支予算に基づく事業・予算の執行管理の適正を期するとともに、必要に応じた保険料率の見直しと積立金の適正な管理を通じ、保険者としての健全な財政運営に努めます。
- (4) 安定的な事業運営基盤の早期の確立
- 安定的な事業運営基盤が早期に確立されるよう関係機関との円滑な連携体制の構築に努めます。
- ・関係機関との連携
 - ・組織基盤の確立

第2章 加入者数、事業所数、医療費の状況

(1) 加入者、船舶所有者の動向

被保険者数は、22年度末現在で59,981人となっており、前年度末に比べ867人(1.4%)減少しています。

被保険者のうち、疾病任意継続被保険者数は、22年度末現在で3,756人となっており、前年度末に比べ394人(9.5%)減少しています。

被扶養者数は、22年度末現在で76,344人となっており、前年度末に比べ3,319人(4.2%)減少しています。

加入者では、22年度末現在で136,325人となっており、前年度末に比べて4,186人(3.0%)減少しています。

被保険者1人当たりの平均標準報酬月額は、22年度末現在で38万8千円であり、前年度末に比べ0.6%減となっています。

また、平均標準賞与月数は平均標準報酬月額の1.20月となっており、前年度末に比べ0.02月減となっています。

22年度末現在の船舶所有者数は6,001であり、前年度末に比べて65(1.1%)減少しています。

【(図表2-1) 加入者、船舶所有者等の動向】

(加入者:人、平均標準報酬:円)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
被保険者数	78,153 (6.6%)	73,438 (6.0%)	68,949 (6.1%)	66,081 (4.2%)	64,834 (1.9%)	63,499 (2.1%)	62,804 (1.1%)	61,868 (1.5%)	60,848 (1.6%)	59,981 (1.4%)
うち疾病任意継続被保険者数	6,836 (12.4%)	6,620 (3.2%)	5,661 (14.5%)	4,146 (26.8%)	4,003 (3.4%)	3,767 (5.9%)	3,522 (6.5%)	3,673 (4.3%)	4,150 (13.0%)	3,756 (9.5%)
被扶養者数	134,211 (7.2%)	124,341 (7.4%)	116,197 (6.5%)	107,503 (7.5%)	103,118 (4.1%)	97,846 (5.1%)	94,602 (3.3%)	82,266 (13.0%)	79,663 (3.2%)	76,344 (4.2%)
平均標準報酬月額	368,645 (0.2%)	365,240 (1.0%)	381,630 (4.5%)	380,463 (0.3%)	377,765 (0.7%)	380,146 (0.6%)	391,050 (2.9%)	394,179 (0.8%)	390,620 (0.9%)	388,287 (0.6%)
船舶所有者数	6,912 (2.6%)	6,611 (4.4%)	6,460 (2.3%)	6,347 (1.7%)	6,292 (0.9%)	6,237 (0.9%)	6,173 (1.6%)	6,155 (0.3%)	6,066 (1.4%)	6,001 (1.1%)

(2) 医療費等の動向

22年度の医療費総額は245億円となり、前年度と比べ、5.4%の減少となっています。このうち、保険給付費は229億円となり、前年度に比べて7.7%の減少となっています。その内訳として、医療給付費は189億円で、前年度に比べて6.2%の減少、現金給付費は40億円で、前年度に比べて14.0%の減少となっています。

加入者1人当たりで見ると、医療費総額は177,866円となり、前年度と比べ2.4%の減少となり、医療給付費は136,998円で、前年度に比べて3.4%の減少、現金給付費は29,011円で、前年度に比べて11.5%の減少となっています。

22年度の年金給付費は43億円となり、前年度と比べて1.7%の増となっています。年金受給権者数は2,311人（その他、特別支給金のみを受給者は7,391人）となり、前年度に比べて0.9%の増加となっています。

【（図表2-2）医療費の動向】

（単位：億円）

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
医療費総額	327 (5.8%)	296 (9.5%)	277 (6.3%)	264 (5.0%)	264 (0.1%)	256 (2.8%)	262 (2.2%)	263 (0.1%)	259 (1.4%)	245 (5.4%)
保険給付費	316 (9.3%)	287 (9.2%)	265 (7.4%)	254 (4.3%)	255 (0.6%)	249 (2.5%)	255 (2.3%)	253 (0.8%)	248 (1.8%)	229 (7.7%)
医療給付費	255 (6.0%)	232 (9.2%)	210 (9.6%)	200 (4.7%)	201 (0.7%)	194 (3.5%)	202 (4.1%)	203 (0.7%)	202 (0.9%)	189 (6.2%)
現金給付費	60 (21.0%)	55 (9.4%)	56 (1.7%)	54 (2.8%)	54 (0.5%)	55 (1.0%)	53 (4.1%)	49 (6.4%)	47 (5.5%)	40 (14.0%)

（注1）21年度及び22年度については速報値

（注2）制度改正により、22年1月以降においては、21年末まで船員保険から支給されていた保険給付（労災保険に相当する職務上疾病等給付）が労災保険から支給（22年1月以降の災害に限る）されることとなっている点に留意が必要。

【（図表2-3）年金給付費の動向】

（年金給付費：億円、受給権者：人）

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
年金給付費	38 (1.4%)	39 (2.8%)	39 (0.4%)	40 (2.0%)	41 (3.5%)	44 (6.9%)	44 (0.1%)	44 (0.1%)	42 (5.7%)	43 (1.7%)
受給権者数	1,936 (4.3%)	1,983 (2.4%)	2,027 (2.2%)	2,067 (2.0%)	2,127 (2.9%)	2,172 (2.1%)	2,212 (1.8%)	2,246 (1.5%)	2,290 (2.0%)	2,311 (0.9%)

（注）21年度及び22年度については速報値

【（参考）特別支給金受給者数の推移】

（単位：人）

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
受給者数	9,552 (2.1%)	9,337 (2.3%)	9,114 (2.4%)	8,882 (2.5%)	8,629 (2.8%)	8,417 (2.5%)	8,179 (2.8%)	7,913 (3.3%)	7,678 (3.0%)	7,391 (3.7%)

（注）21年度及び22年度については速報値

第3章 船員保険事業の概況

船員保険事業が22年1月から協会に移管され、22年度は初めて年間を通しての事業運営を行ってきました。

21年度は、業務の切替えを円滑に行うことに注力した事業運営を行ってきましたが、22年度は、安定的なサービスを提供できる体制づくりを目指し、事業運営に取り組んでまいりました。22年3月末時点では保険証の発行に要する日数（3営業日以内）や現金給付の支払に要する日数（10営業日以内）は目標を達成し、事業運営は概ね軌道に乗ってきたところで

す。今後とも、関係各方面のご協力を得て、すべての加入者及び船舶所有者の皆様の利益の増進を図ることができるよう、全力で取り組んでまいります。

（1）保険運営の企画・実施

）保険者としての総合的な取組の推進

加入者の疾病の予防や健康増進、医療費適正化を進めるため、医療に関する情報提供、保健事業の効果的な推進、効果的なレセプト点検の推進等に努めています。

）新たな保険証への切替えの円滑・着実な実施

保険証の切替えについては、日本医師会、日本歯科医師会及び日本薬剤師会等への説明、HPへの掲載及び船員保険関係団体広報誌により周知を図り、新たな保険証への切替えを円滑かつ着実に実施しました。

【発行枚数】

（保険証）

- ・一般被保険者 97,542枚（被保険者42,872枚、被扶養者54,670枚）
- ・疾病任意継続被保険者 1,987枚（被保険者997枚、被扶養者990枚）

（高齢受給者証）

- ・一般被保険者 1,884枚（被保険者577枚、被扶養者1,307枚）
- ・疾病任意継続被保険者 92枚（被保険者60枚、被扶養者32枚）

）情報提供・広報の充実

加入者・船舶所有者の方々への広報については、ホームページを通じ情報提供を行っています。また、平成22年4月からは「船員保険マンスリー」の掲載を開始し、毎月、船員保険部から申請の手続き情報・健康づくりに関する情報など、加入者や船舶所有者の皆様に役立つ情報を掲載しています。

22年度は、インターネットをご利用いただけない加入者や船舶所有者の方への広報の一環として、船員保険の事業内容を簡潔にご案内する資料「船員保険業務のご案内」パ

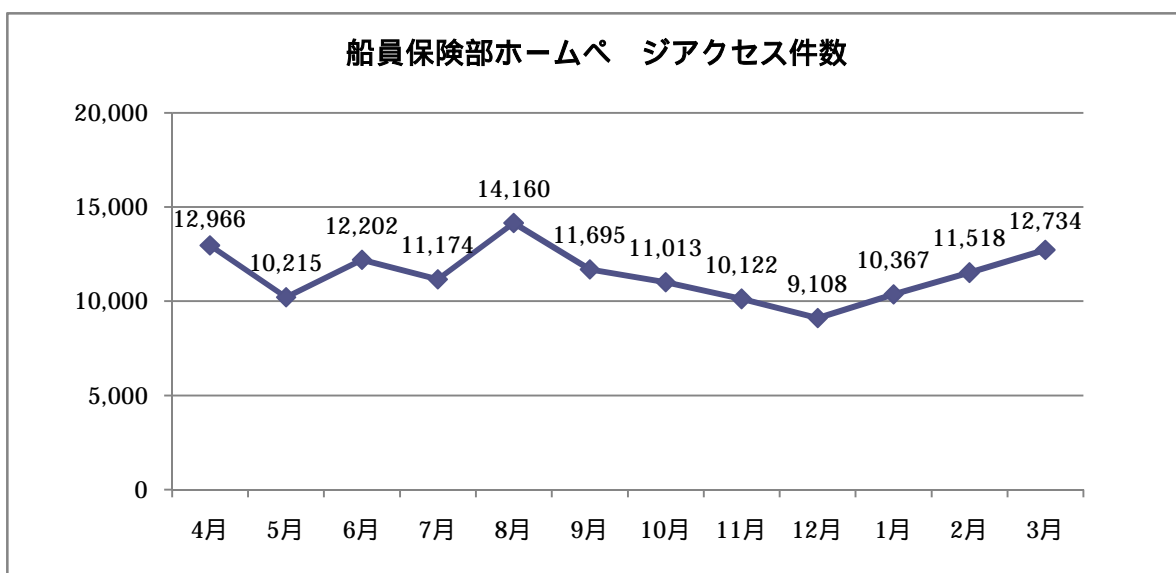
ンフレットを作成し、協会支部、船員保険事務を取扱う年金事務所、労働局などの窓口
に設置いたしました。

その他、23年度の介護保険料率の引上げに伴う周知広報として、日本年金機構の協力
のもと、船舶所有者に送付する保険料納入告知書にチラシを同封するなど、全船舶所有
者、疾病任意継続被保険者の方に周知用チラシをお送りするとともに、関係団体の機関
誌等に情報の掲載をいたしました。

22年1月から船員保険事業を協会が運営することとなったことを機会に、船員保険制
度を身近なものとしていただけるよう、船員保険のシンボルマークの設定を行いました。
シンボルマークは、ホームページ・パンフレット等、船員保険の周知、広報に広く活用
していきたいと考えています。設定にあたっては、ホームページや関係団体の機関誌等
により募集をしたところ、226点もの応募をいただきました。

今後とも、加入者の視点に立ったわかりやすい広報を心がけるとともに、様々な広報
媒体を活用しながら情報発信力を強化してまいります。

【（図表3-1）船員保険部ホームページアクセス件数（22年4月～23年3月）】



（注）船員保険部トップページのアクセス件数

）健全かつ安定的な財政運営の確保

船員保険の収入は487億円となっており、その主な内訳は、保険料等交付金が356億
円、疾病任意継続被保険者保険料が15億円、国庫補助・負担金が32億円、職務上年金
給付費等交付金が78億円となっています。

一方、支出は457億円となっており、その主な内訳は、保険給付費が276億円、後期
高齢者支援金等の拠出金等が113億円、介護納付金が32億円、業務経費・一般管理費が
35億円となっています。

船員保険制度を安定的に運営していくためには、財政運営の状況を適切に把握・検証する必要がありと考えています。

v) 準備金の安全確実かつ有利な管理・運用

船員保険の準備金は、保険給付費の増加等の不測の事態に備えることや被保険者の皆様の保険料率の軽減に充てるため等の財源として保有しているものであり、運用に当たっては「安全確実かつ有利な管理運用」を行うことを基本として検討を進めてきました。

22年度から船員保険の準備金の運用を開始することとし、4月に金銭信託（運用対象は日本国債で満期保有を原則）による運用を行うこと等を定めた「船員保険勘定準備金の運用に関する基本方針」を策定しました。6月に当初信託金200億円を原資として運用を開始、3月には100億円を追加信託し、結果、平成22年度は収益として約3千万円を計上しています。

引き続き、被保険者及び船舶所有者の皆様からお預かりしている準備金について、安全確実かつ有利な運用に努めてまいります。

(2) 船員保険給付等の円滑な実施

船員保険事業においては、職務外疾病給付に加え、職務上独自・上乘せ給付や経過的に支給する職務上年金などの給付事業を行っており、これらの保険給付費の適正かつ確実な支払に努めてまいりました。

1) 現金給付の支給状況（22年4月～23年3月）

職務外給付の22年度の支給状況は、傷病手当金の支給件数は6,735件、支給額は18億8,381万6千円、出産手当金の支給件数は17件、支給額は1,005万7千円、出産育児一時金の支給件数は1,154件、支給額は4億8,363万円、高額療養費（償還払い）の支給件数は2,672件、支給額は2億1,070万2千円、柔道整復師療養費の支給件数は32,953件、支給額は1億5,331万円、その他の療養費の支給件数は2,660件、支給額は4,768万6千円となっています。

職務上給付の22年度の支給状況は、傷病手当金の支給件数2,209件、支給額8億8,869万6千円、療養費の支給件数は682件、支給額は3,834万6千円、障害年金・遺族年金の22年度末の受給者数は2,293人、支給額は42億5,679万5千円、障害手当金・遺族一時金の支給件数は72件、支給額は2億2,381万1千円となっています。

【(図表3-2) 過去5年間の現金給付等の推移】

(単位：件、千円、1件当たり金額：円)

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
職務外給付	傷病手当金	件数	7,779 (0.2%)	7,761 (0.2%)	7,796 (0.5%)	7,173 (8.0%)	6,735 (6.1%)	
		金額	1,727,198 (0.8%)	1,866,142 (8.0%)	1,970,451 (5.6%)	1,815,664 (7.9%)	1,883,816 (3.8%)	
		1件当たり金額	222,033 (0.6%)	240,451 (8.3%)	252,752 (5.1%)	253,125 (0.1%)	279,705 (10.5%)	
	出産手当金	件数	19 (34.5%)	6 (68.4%)	6 (0.0%)	4 (33.3%)	17 (325.0%)	
		金額	2,022 (27.0%)	923 (51.0%)	5,270 (5.5%)	3,909 (25.8%)	10,057 (157.3%)	
	出産育児一時金	件数	1,102 (0.9%)	1,063 (3.5%)	1,106 (4.0%)	976 (11.8%)	1,154 (18.2%)	
		金額	354,450 (6.3%)	371,950 (4.9%)	392,560 (5.5%)	371,653 (5.3%)	483,630 (30.1%)	
	高額療養費	件数	6,590 (6.6%)	4,271 (35.2%)	2,989 (30.0%)	2,209 (26.1%)	2,672 (21.0%)	
		金額	698,231 (4.6%)	457,023 (34.5%)	235,656 (48.4%)	160,072 (32.1%)	210,702 (31.6%)	
		1件当たり金額	105,953 (1.9%)	107,006 (1.0%)	78,841 (26.3%)	72,464 (8.1%)	78,855 (8.8%)	
	職務上独自・上乗せ給付	休業手当金	件数	-	-	-	0	693 (-)
			金額	-	-	-	0	92,002 (-)
1件当たり金額			-	-	-	0	132,759 (-)	
障害手当金		件数	-	-	-	0	4 (-)	
		金額	-	-	-	0	638 (-)	
遺族一時金		件数	-	-	-	0	1 (-)	
	金額	-	-	-	0	1,026 (-)		
職務上経過的給付	傷病手当金	件数	5,307 (1.3%)	5,114 (3.6%)	5,131 (0.3%)	4,799 (6.5%)	2,209 (54.0%)	
		金額	1,792,508 (0.2%)	1,738,512 (3.0%)	1,762,177 (1.4%)	1,825,932 (3.6%)	888,696 (51.3%)	
		1件当たり金額	337,763 (1.5%)	339,952 (0.6%)	343,437 (1.0%)	380,482 (10.8%)	402,307 (5.7%)	
	障害年金	件数	533 (0.6%)	530 (0.6%)	527 (0.6%)	528 (0.2%)	533 (0.9%)	
		金額	1,146,037 (2.7%)	1,145,401 (0.1%)	1,111,648 (2.9%)	956,202 (-)	980,901 (2.6%)	
	遺族年金	件数	1,639 (2.6%)	1,682 (2.6%)	1,719 (2.2%)	1,762 (2.5%)	1,778 (0.9%)	
		金額	3,366,224 (3.3%)	3,473,737 (3.2%)	3,574,576 (2.9%)	3,227,706 (-)	3,275,894 (1.5%)	
	障害手当金	件数	80 (1.2%)	70 (12.5%)	65 (7.1%)	59 (9.2%)	64 (8.5%)	
		金額	291,553 (13.2%)	224,355 (23.0%)	178,643 (20.4%)	194,990 (9.2%)	199,964 (2.6%)	
	遺族一時金	件数	7 (0.0%)	6 (14.3%)	9 (50.0%)	16 (77.8%)	3 (81.3%)	
		金額	64,181 (12.0%)	81,500 (27.0%)	89,043 (21.5%)	124,164 (25.4%)	22,182 (82.1%)	

(注1) 障害年金及び遺族年金の件数は各年度末における受給権者数を集計し、18年度～20年度の金額は各年度末における年金額の総額を、21年度以降の金額は支給額を集計しています。

(注2) 21年度の件数及び金額は社会保険庁において実施したものと協会でも実施したものを合計したものととなっています。

）サービス向上のための取組

船員保険給付の申請の受付から振込までの標準的な期間であるサービススタンダードについては、22年度においては、当初4月以降、疾病部門の現金給付について15営業日以内と定め、サービスの向上を目指してまいりましたが、年度前半の達成状況を踏まえ、10月以降10営業日以内に短縮しました。

サービススタンダードの達成状況については、22年4月支払分から実施状況を集計・分析してきましたが、23年1月から3月の3ヶ月間における、サービススタンダードの達成率（10営業日以内に振込むことができた割合）は97.5%で、平均所要日数7.17日となっています。

今後とも、「正確」かつ「丁寧」な事務処理を行うとともに、サービススタンダードの100%達成を目標に取り組んでまいります。

申請書等の様式や記載要領、パンフレット等については分かりやすい表現に改善し、随時、ホームページへの掲載及び更新作業を進めてまいりました。

また、加入者の方々の満足度を高めるため、職員一人一人が協会の理念を理解し接遇の向上を図っていくこととしています。

）各種申請書等の受付体制等の整備

船員保険業務については、事務処理の効率化を図るため本部一括処理としています。

各種申請書等の受付については船員保険部への郵送をお願いしているところですが、加入者等の方の利便性を考慮し、各支部においても各種申請書の受付を行えるよう業務を行っています。特に被保険者の方が多くいらっしゃる等、船員保険の申請が多い11支部においては、船員保険システムの端末装置を配備するなど、体制の整備を行っています。

また、全国各地からのお問い合わせに対応するため、どの地域からでも市内通話料金でご利用いただける相談ダイヤルを設置し、ご不便をお掛けしないよう努めています。

）レセプト点検の効果的な推進

レセプト点検業務については、健康保険事業に係る点検職員のリソースを活用し、効率的・効果的な事務処理を行うため、東京支部において業務を行っています。また、レセプトシステムによりレセプト抽出機能の活用や、点検情報の共有化を図っています。

【（図表3-3）レセプト点検効果額（22年4月～23年3月）】

	被保険者1人当たり効果額
資格点検	2,998円
外傷点検	885円
内容点検	10,716円

（注）資格点検及び内容点検は、22年4月から23年3月の間に社会保険診療報酬支払基金から再審査の結果が通知されたレセプトに係る効果額。

外傷点検は、22年4月から23年3月の間に返納金の決定を行ったレセプトに係る効果額。

(3) 保健・福祉事業の着実な実施

船員労働の特殊性を踏まえ、生活習慣病予防健診事業について、蓄積されたノウハウを有する財団法人船員保険会に業務を委託し実施することにより、円滑な事業運営、加入者の健康増進に努めました。

1) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

20年4月から40歳以上の加入者に対する特定健康診査（以下「特定健診」）及び健診後の特定保健指導の実施が医療保険者に義務づけられ、国から健診受診率等の達成目標（参酌標準）が示されています。具体的な達成目標は、24年度、特定健診受診率は70%、特定保健指導実施率は45%、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率は対20年度比10%とされています。

これらの目標の達成に向けて、20年4月に船員保険における5カ年計画（下表参照）が公表されており、協会としても、これを踏まえ、特定健診等を推進しています。

【（図表3-4）5カ年計画における受診率目標】

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度（参酌標準）
特定健康診査	48.6%	55.1%	60.1%	65.1%	70.0%
被保険者	60.0%	62.5%	65.0%	67.5%	70.0%
被扶養者	35.0%	43.8%	52.6%	61.4%	70.0%
特定保健指導	20.0%	26.2%	32.4%	38.6%	45.0%
被保険者	20.0%	26.2%	32.4%	38.6%	45.0%
被扶養者	20.0%	26.2%	32.4%	38.6%	45.0%

被保険者にかかる健診受診率については、船舶所有者からの船員手帳健康証明取得分20%を含む。

しかしながら、特定健診受診率は20年度22.6%、21年度32.1%（速報値）、特定保健指導実施率は20年度7.2%、21年度9.8%（速報値）であり目標を下回る結果となっています。これは、他の保険者（健康保険組合や共済組合等）に比べて規模の小さい事業所が多く、かつ広い地域に所在していることから、効率的な特定健診の受診勧奨や保健指導が難しいという事情が背景にあります。今後は、被扶養者の特定健康診査について、健康保険と同様、集合契約に参加し健診実施機関の拡大を図るなど、目標達成に向けてさらに努力してまいります。

なお、35歳から74歳までの被保険者及び40歳から74歳までの被扶養者の方を対象とした生活習慣病予防健診等の実績は、次のとおりとなっており、22年度は21年度と比べ、健診の対象者数が減少したことにより受診者数は減少いたしました。受診率は生活習慣病予防健診及び特定健康診査ともに21年度より改善されました。今後とも受診率向上のため、受診しやすい環境づくりをはじめ様々な対策に取り組んでまいります。

【(図表3-5) 健診の実績(速報値)】

	21年度		22年度		増減		
		受診率		受診率	人数	受診率	
生活習慣病予防健診(被保険者)	(対象者) 47,370人 (受診者) 16,069人	33.9%	(対象者) 45,702人 (受診者) 15,934人	34.8%	135人	0.9%	
特定健康診査(被扶養者)	(対象者) 29,539人 (受診者) 2,558人	8.6%	(対象者) 27,689人 (受診者) 2,419人	8.7%	139人	0.1%	
特定保健指導(被保険者)							
	初回面談	(対象者) 4,547人 (受診者) 1,074人	23.6%	(対象者) 4,484人 (受診者) 1,037人	23.1%	37人	0.5%
	6カ月後評価	535人	11.7%	559人	12.4%	24人	0.7%
特定保健指導(被扶養者)	(対象者) 269人 (受診者) 17人	6.3%	(対象者) 232人 (受診者) 13人	5.6%	4人	0.7%	

特定健診・特定保健指導に係る主な取組みは、以下のとおりです。

ア. 健診実施機関の拡大

生活習慣病予防健診	21年度末現在	117 機関
	22年度末現在	123 機関
特定健康診査	21年度末現在	1,241 機関
	22年度末現在	1,420 機関

イ. パンフレット等の案内作成

被保険者用の生活習慣病予防健診パンフレットを1万6千部作成し、船舶所有者6,160社へ送付しました。

被扶養者には、特定健診(被扶養者用)案内を3万5千部を作成し、対象者27,689名分を船舶所有者へ送付し、船舶所有者経由により案内を実施しました。

また、9月から疾病任意継続被保険者資格取得時の被保険者証送付の際に、生活習慣病予防健診、特定健診(被扶養者)に係る案内を同封することとしました。

ウ. 広報活動

協会として、「船員保険業務のご案内」パンフレットに生活習慣病予防健診について記載し、協会支部、年金事務所等の窓口に設置するとともに、財団法人船員保険会においては、ホームページに実施可能な健診実施機関一覧を掲載するほか、「船員ほけん誌」、「船員しんぶん」等に掲載を行い、積極的な受診勧奨を実施しました。

）福祉事業の着実な実施

船員労働の特殊性を踏まえ、無線医療事業、洋上救急医療の援護及び保養事業等について、蓄積されたノウハウを有する財団法人船員保険会、社団法人日本水難救済会に業務を委託し実施することにより、円滑な事業運営、加入者の生命の安全の確保及び福利厚生の上昇に努めました。

）保健・福祉事業のあり方の検討

船員保険の保健・福祉事業をより一層効率的・効果的に実施していくため、22年6月に船員労使団体の参画を得て「保健・福祉事業のあり方に関する検討会」を設置しました。

22年度は5回開催（うち1回は船員保険健康管理センター（横浜）等を視察）し、健診及び保健指導の受診率向上のための方策の検討や船員保険健康づくり事業等についての検討を行い、船員保険協議会に報告し、23年度の保健事業の実施方法等について見直しを図りました。

今後、加入者の皆様や船舶所有者の方のニーズ調査を予定しており、その結果等を踏まえ、検討会において保健・福祉事業のあり方について幅広く検討し、検討結果を踏まえ、船員保険協議会に報告し議論を行うこととしています。

第4章 東日本大震災における影響と対応について

(1) 震災による影響等

去る3月11日に発生した東日本大震災は未曾有の大災害であり、特に地震直後に発生した津波により、東北地方沿岸部が甚大な被害を蒙りました。

協会では、被災された加入者の方や事業主及び船舶所有者の方に対して、以下のような取り組みを行ってまいりました。今後とも被災された方々に対して、協会としてできる限りの対応を行ってまいります。

(2) 被災者、事業主及び船舶所有者への対応

地震発生以降、被災した加入者や事業主及び船舶所有者の皆様に対して、国の方針に沿って費用負担や保険給付に関し主に以下のような対応を行ってまいりました。その後、5月2日には「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（特別法）が成立し、一部負担の免除等につき立法措置がなされました。

）保険証なしでの受診

医療機関等を受診する場合は、医療機関等の窓口で「氏名」「生年月日」、「事業所名」又は「船舶所有者名」を申出ることにより、保険者証を提示することなく受診することを可能としました（6月末日まで）。

7月1日以降につきましては、保険証の提示が必要となりました。

）任意継続被保険者の保険料納付猶予

震災の影響により任意継続被保険者の方が保険料を納付期日までに納付することが困難な場合には、申出を行えば、5月末まで納付を猶予することとしました。

）社会保険料の納期限延長、免除

日本年金機構において、被災地域に住所がある事業所や船舶所有者の社会保険料については納期限を延長する措置がとられました。

さらに、特別法の成立により、被災による被害で従業員への報酬の支払いに著しい支障が生じている場合には、最長で24年2月までの保険料の免除を受けられることとなりました。

）標準報酬月額の変動の特例、傷病手当金等に関する特例

特別法の成立により、事業所が被災し、そのため従業員への報酬に著しい変動が生じた場合には、その月からの標準報酬月額の改定が可能となりました。

またこの場合、傷病手当金、出産手当金については、改定前の標準報酬月額に基づく給付が受けられることとされています。

v) 医療機関における一部負担金の猶予、免除

震災後、被災された加入者の方が医療機関等で受診した場合には、医療機関等の窓口で一部負担金等を支払わず（支払の猶予）受診することを可能としていました。特別法の成立後被災された方については一部負担金等を免除することになりました。なお、7月1日以降一部負担の免除を受けるためには、協会など保険者が発行する免除証明書の提示が必要となりました。

(3) その他協会の被災者・事業主に対する支援

協会では、以上の特別法や国からの通達による対応のほか、被災地での出張相談を年金事務所と連携して実施したり、避難所で生活されている方への自治体の健康支援活動に協会の保健師等が参加し、協力するなどの対応を行ってまいりました。

福島支部では、3月28日から福島県の要請により、避難所で被災された方々に対する健康相談を行っています。3月末までに、延べ12人の保健師が29か所の避難所を巡回して、163人の方に対する健康相談を行いました。

23年度も引き続き行うとともに、宮城支部でも避難所における健康相談に取り組んでいます。

また、津波の被害のあった地域は船員保険加入者が比較的多い地域ですが、船員保険では、加入者、船舶所有者の皆様を対象に「船員保険被災者専用フリーコール」を設置（4月25日設置）し、相談体制の整備を図りました。

(4) 国の財政支援について

震災への対応として、一部負担金等や保険料の猶予・免除や標準報酬月額の特例的な改定が講じられることとなりましたが、これらへの対応には財政負担が生じることとなります。協会としては厳しい財政状況の中、これらの負担に対する財政支援措置の要望を健康保険組合連合会と共同で厚生労働大臣に対し行いました（「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震対策に関する緊急要望書」[23年4月5日厚生労働大臣宛]）。

この結果、平成23年度第一次補正予算（23年5月2日成立）において 一部負担等免除に伴う補助、 保険料免除に伴う補助、 標準報酬の改定の特例に伴う補助として、296億円（健保295億、船保1億）が予算措置されました。

第5章 平成22年度の総括

平成22年度の総括

船員保険事業の移管から1年3月が経過しましたが、運営初年度である21年度は、業務やサービスを切れ目なく円滑に加入者の皆様に提供できるよう、保険証発行業務や現金給付支払業務に重点を置き、22年度は21年度との連続性にも配慮した上で、協会における安定的な船員保険事業運営基盤の早期確立を目指し事業運営に取り組んでまいりました。

移管当初は未処理申請書等の引継ぎや移管業務が重なったため、現金給付の支払いや保険証の発行に遅れが生じ、加入者の皆様にご迷惑をおかけしましたが、22年度は現金給付の支払いについては、23年1月から3月までの3カ月間における平均所要日数は約7営業日、保険証の発行については約3営業日と事務処理の迅速化を図り、サービススタンダードの目標を達成できるようになりました。また、22年度は、船員労使・公益の委員で構成される船員保険協議会を4回開催し、同協議会の意見を適切に反映した事業運営などを通じ、PDCAサイクルの定着に努めてきており、全体として事業運営は概ね軌道に乗ってきたものと考えています。

一方において、今後も高年齢層の引退により被保険者数が減少し、疾病部門の財政状況は厳しさを増すことが見込まれることから、中期的な財政見通しを踏まえた安定的な財政運営のための努力を行う必要が高まっていること、加入者サービスの一層の向上を図るための効果的な広報の検討・実施など加入者への情報発信機能の強化を図る必要があること、被保険者の高齢化の進展等を背景とする生活習慣病等の対策を強化することが求められており、加入者一人一人の健康増進に総合的に取り組む必要があること等の課題も見えてきたことから、今後はこれらの課題に積極的に取り組むことが重要であると考えています。

協会の運営に関する各種指標（船員保険関係数値）について

【目標指標】

		目標	実績	
サービススタンダードの遵守	船員保険職務外給付の受付から振込までの日数の目標(10 ¹ 営業日)の達成率(23年3月)	100%	96.1%	
	船員保険職務外給付の受付から振込までの日数(23年3月)	22年3月時より減少	7.67日	
保険証の交付	資格情報の取得(年金事務所からの回送)から保険証送付までの平均日数	5日以内	平均 2.84日	
疾病任意継続被保険者の保険証の交付	資格取得申請の受付または勤務していた船舶所有者における資格喪失情報の取得(年金事務所からの回付)のいずれか遅い方から保険証送付までの平均日数	5日以内	平均 3.68日	
特定健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者	45.0%	34.1%(33.3%)
		被扶養者	52.6%	8.7%(8.6%)
船舶所有者健診の実施	船舶所有者健診のデータの取込率	20%	2(11.9%)	
保健指導の実施	特定保健指導実施率	被保険者	32.4%	23.1%(23.6%)
		被扶養者	32.4%	5.6%(6.3%)
レセプト点検効果額 ³	被保険者1人当たり資格点検効果額	21年度を上回る	2,998円(1,252円)	
	被保険者1人当たり内容点検効果額 ⁴	21年度を上回る	10,716円(2,811円)	
	被保険者1人当たり外傷点検効果額	21年度を上回る	885円(2円)	

- 1 サービススタンダードについては、年度当初は15営業日に設定していたが、年度前半の達成状況を踏まえ、10月から10営業日とした。
- 2 22年度の船舶所有者健診データについては、現在、実績データの取込中。
- 3 21年度の各レセプト点検効果額は22年1月から22年3月までの間に社会保険診療報酬支払基金から再審査の結果が通知されたレセプトに係る効果額。
- 4 内容点検効果額には、下船後の療養補償に係るレセプト点検の効果額を含んでいる。
- 5 ()内の数値は、前年度同期における数値。

【検証指標】

			実績
事務処理誤りの防止	「事務処理誤り」発生件数		53 件
	船員保険 給付種別	疾病任意継続関係	1 件
		療養費	10 件
		高額療養費	6 件
		傷病手当金	27 件
		出産手当金	0 件
		出産育児一時金	1 件
		葬祭料	1 件
		移送費	0 件
	健診関係		0 件
	保険証一括更新		2 件
その他		5 件	
お客様の苦情・意見	苦情・意見の受付件数とその内容	苦情	5 件
		ご意見ご提案	1 件
		お礼・お褒めの言葉	0 件
業務の効率化・経費の削減	船員保険給付担当職員 1 人当たりの給付業務処理件数		1,284 件
	コピー用紙等の消耗品の 使用状況	コピー用紙	454 箱
		プリンタートナー（黒）	51 個
		プリンタートナー（カラー）	80 個

船員保険給付担当職員 1 人当たりの給付業務処理件数には、長期給付（障害年金等）の処理に係るものを除いている。

（参考）協会全体の契約件数及び割合（100 万円を超える契約）

業務の効率化・経費の削減	契約件数及び割合（100 万円を超える契約）		634 件（100.0%）
		一般競争入札による契約	301 件（47.5%）
		企画競争入札による契約	40 件（6.3%）
		随意契約	293 件（46.2%）
	随意契約の内訳（100 万円を超える契約）		293 件（100.0%）
		一般競争入札業者決定までの経過的な契約	51 件（17.4%）
		システム（改修・保守・賃貸）関係	65 件（22.2%）
		事務所賃貸（工事、清掃等）関係	95 件（32.4%）
		窓口相談業務の社労士会への委託	31 件（10.6%）
		一般競争入札不落による契約	9 件（3.1%）
その他		42 件（14.3%）	